

丹沢山地等の森林保全・再生技術に係る相互協力協定書

東京神奈川森林管理署と神奈川県自然環境保全センター(以下「両者」という。)は、両者が所管する丹沢山地等の森林の保全・再生に係る研究、技術開発等の分野の発展に資するため、相互の連携・協力に関する協定を締結する。

(目的)

1 本協定は、両者が相互に連携・協力することを通じて、両者が所管する丹沢山地等の森林の保全・再生に係る研究、技術開発等の一層の発展に資することを目的とする。

(研究・技術開発)

2 両者は、相互の情報交換等を通じて、ブナ林をはじめとする森林の保全・再生、スギ・ヒノキ人工林の針広混交林への誘導など水源かん養機能を高めつつ多様な森林生態系を創出するための森林施業、生物多様性の保全等に係る研究、技術開発等の発展に資するものとする。

(鳥獣被害対策)

3 両者は、この協定の締結前に引き続き、ニホンジカによる採食から森林を保全するための植生保護柵の設置等に連携して取り組むとともに、モニタリングの実施や被害防止対策に係るフィールドの提供、技術情報の共有等を進めるものとする。

(共同試験地の設定)

4 両者は本協定の目的を達成するため、必要に応じて相互に所管する森林を活用できるものとし、試験地設定等の手続きについては別途定める「事務処理要領」に基づき行うこととする。

(定期協議)

5 両者は本協定の目的を達成するため、定期的に協議するものとする。

(協定の有効期間等)

6 この協定は、平成30年4月1日から平成35年3月31日まで有効とする。

(その他必要と認められる事項)

7 本協定に疑義が生じた場合は、両者で協議して対処するものとする。

平成30年 3 月 15 日

東京神奈川森林管理署長

清水 俊 二

神奈川県自然環境保全センター所長

稲垣 敏 明